

台風10号による災害に関する会長談話

本年8月31日、台風10号の暴風雨により、橋梁の崩壊や河川が氾濫して家屋や田畑が浸水するなど甚大な被害が発生しました。当会管内においては、行方不明となっている方や家を失い、あるいは断水のため避難を余儀なくされている方が多数おられます。

被災された方々に対し、当会を代表し、心よりお見舞い申し上げます。

とりわけ、十勝地方では、未だ洪水警報が発令されている地域があり、今後も河川の氾濫や土砂災害が生じるおそれがあります。道民の皆様におかれましては、今後も災害の発生にはくれぐれもご注意下さい。

当会としては、災害対策本部を釧路弁護士会帯広会館に設置し、今後、法律相談をはじめとする被災者のニーズに即した支援を行っていく所存です。

水災に関連する各種法律相談のお問い合わせがございましたら、釧路弁護士会帯広会館（0155-66-4877）までお寄せください。

2016年（平成28年）9月2日

釧路弁護士会 会長 武部 雅充